

令和 5 年度 半田市いのち支える自殺対策推進協議会 委員名簿

令和 5 年 7 月 2 7 日現在

	氏 名	所属団体等	役職等
1	新海 眞	半田市医師会	副会長
2	坪井 信二	愛知県半田保健所	所長
3	高橋 聡	国立長寿医療研究センター 老年学評価研究部	
4	秋野 恭子	秋野労務管理事務所 半田商工会議所 専門相談員	代表
5	加藤 昌子	さえずりの杜	代表
6	長坂 憲一	半田市民生委員児童委員協議会	半田地区会長
7	中根 靖幸	半田市社会福祉協議会	主事
8	高下 隆史	半田市教育委員会	学校教育課 指導主事
9	竹部 益世	半田市福祉部	部長

※敬称略、順不同

※委嘱期間：令和 5 年 8 月 1 日～令和 7 年 7 月 3 1 日

<オブザーバー>

	氏 名	所 属
1	清水 太士	福祉部地域福祉課
2	邑上 祥二郎	福祉部生活援護課
3	中村 裕道	子ども未来部子育て相談課

<事務局>

	氏 名	所 属
1	竹内 健	福祉部健康課長
2	木村 智恵子	福祉部健康課副主幹
3	榊原 晶子	福祉部健康課（保健師）
4	生田 沙織	福祉部健康課（保健師）

半田市いのち支える自殺対策推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法(平成 1 8 年法律第 8 5 号)第 1 3 条第 2 項の規定に基づく半田市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定及び推進を図るため、半田市いのち支える自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定、評価及び推進に関すること。
- (2) その他自殺対策の推進に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 経済関係者
- (5) 地域団体関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 市の職員
- (9) その他市長が必要と認める者

2 委員の定数は、2 0 名以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議にオブザーバーの出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会の設置）

第7条 協議会の補助機関として、部会を設置する。

2 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1） 計画原案の策定に関すること。

（2） 計画の評価及び推進の調整に関すること。

（3） その他計画策定、評価及び推進に関し必要な事項

3 部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織し、それぞれ市長が任命した者をもって充てる。

4 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 協議会及び部会の庶務は、福祉部健康課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

2 「半田市いじめ・虐待・自殺を防止する連絡会議」設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

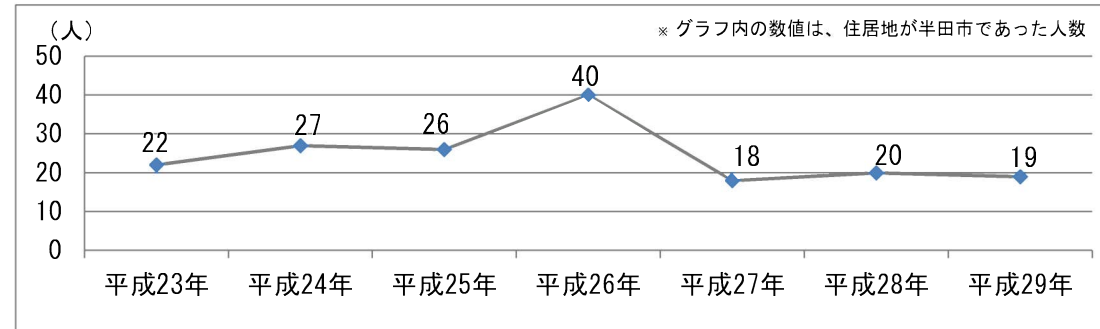
附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

4 半田市の自殺の現状

(1) 半田市の自殺者数

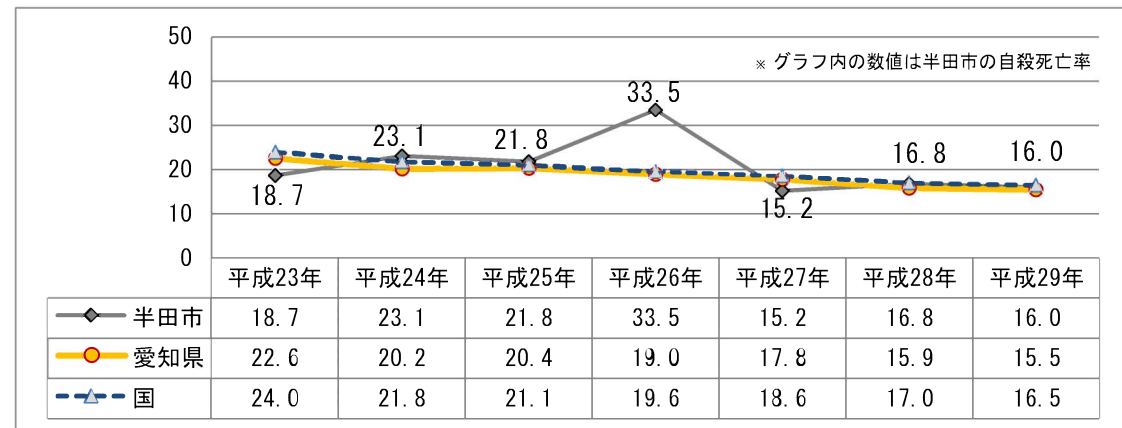
本市における平成 23 年～29 年までの自殺者数は、平成 26 年を除き、年間 20～25 件前後で推移しており、平成 23～29 年の 7 年間で 172 人が自殺で亡くなっています。平成 26 年については、平成 27 年以降、自殺者数は平成 25 年以前より、少なくなっていることから、一時的な状況であったと考えられます。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」をもとに作成

(2) 自殺死亡率の推移

平成 23～29 年の 7 年間の半田市の自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数を示す指標）は、平成 26 年に高くなっています。最近 3 年間（平成 27～29 年）の各年の本市の自殺死亡率は、愛知県・国と比べて、やや低いまたは同程度です。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」をもとに作成

5 自殺対策の推進体制

自殺対策は市民・地域・企業・民間団体・学校・行政・関係機関等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携、協働して取り組むことが必要です。本市では、行政及び様々な分野の関係機関などで構成する「半田市いのち支える自殺対策推進協議会」を設置し、連携強化を図るとともに、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための協議や推進体制を整えます。

発行：平成 31(2019)年 3 月 半田市

【お問い合わせ】 半田市福祉部健康課 〒475-8666 半田市東洋町 2-1

電 話：(0569) 84-0662 FAX：(0569) 25-2062

E-mail：kenkou@city.handa.lg.jp

※ 本計画はホームページにて公開中

QRコード

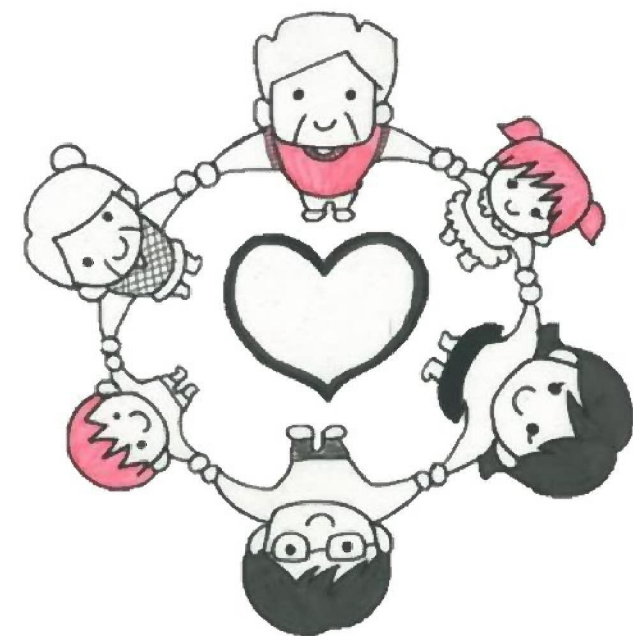


概要版

いのちを支え きぼうが未来に つながるまちの実現を目指して

半田市自殺対策計画

＜平成 31(2019)年度～平成 35(2023)年度＞



1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、いまだ 2 万人を超えて推移しており、社会的な問題となっています。そのため、自殺対策を総合的にかつ効果的に推進するため、平成 28 年 4 月に「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付けるとともに、すべての市町村において「市町村自殺対策計画」を策定することとなりました。

このことを踏まえ、本市のこれまでの取り組みを継承しつつ、地域とともに、さらに自殺対策を推進するため、いのちを支え希望が未来につながるまちの実現を目指して、「半田市自殺対策計画」を策定しました。

また、本計画は単に自殺者数の減少を目的にするのではなく、市民一人ひとりがかけがえない存在として尊重されるとともに、生きがいや希望をもって暮らすための支援と、それを促進するための環境整備を図るものです。

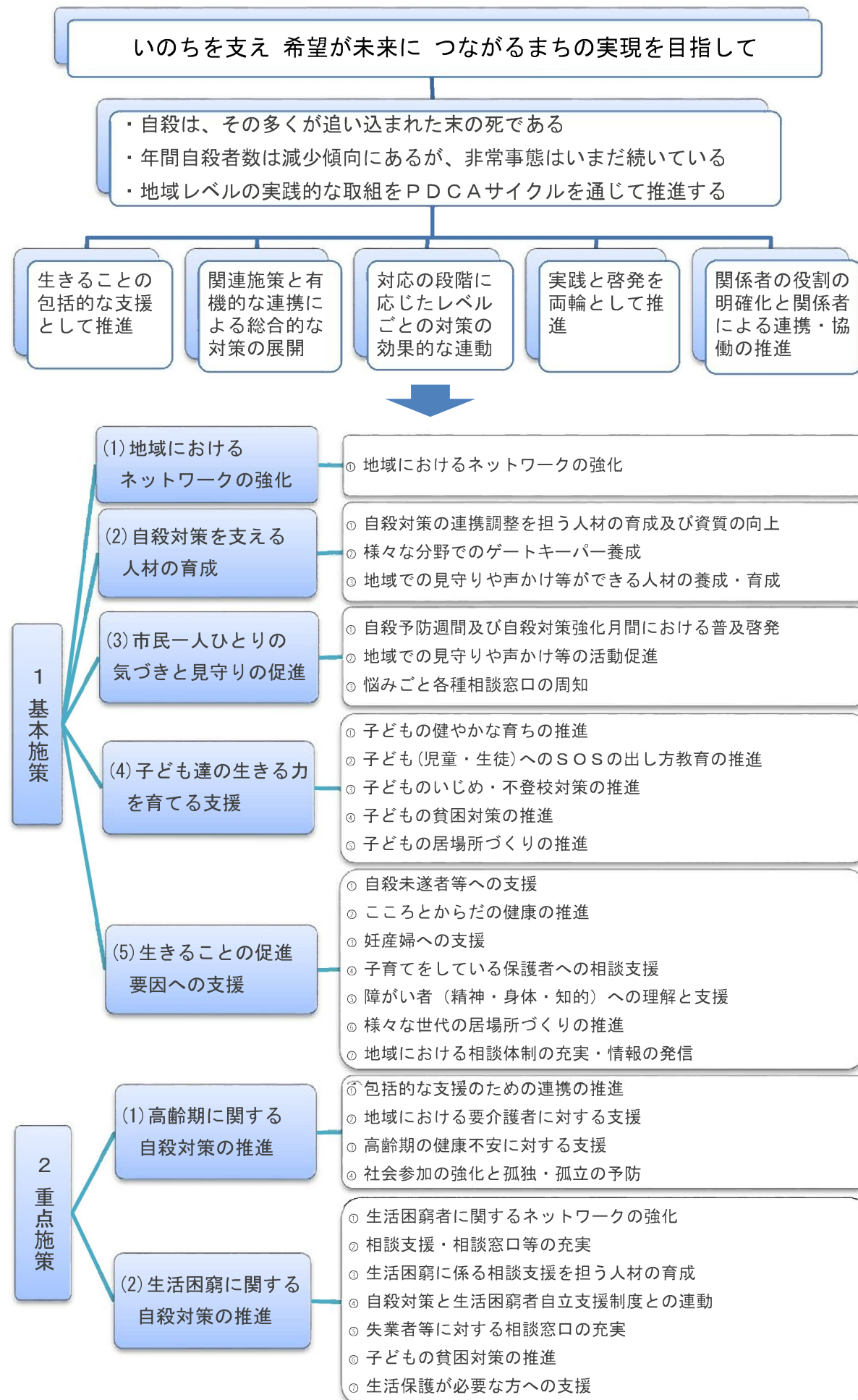
2 基本理念・認識・方針及び計画・施策の体系

「基本理念」

「基本認識」

「基本方針」

「施策体系と主な施策」



3 目標値

(1) 数値目標

国において、自殺死亡率を先進国の現在の水準まで減少させることを目指し、当面の目標として「平成 38 年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少」としたことを踏まえ、本市も同様の目標とします。

◎ 自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数を示す指標）

現状値

当面の目標

平成 27 年 15.2

→

平成 38 年までに 10.6 以下

(参考) 国の目標値 平成 27 年自殺死亡率 18.5 → 平成 38 年までに 13.0 以下

(2) 取組目標

数値目標のほか、各施策が確実に実施されることを重視していくため、取組の過程や事業実施量の観点から、取組目標を設定しました。

区 分	項 目	具体的指標	目標値（時期・内容）
1 基本施策			
(1) 地域におけるネットワークの強化に関する指標	半田市いのち支える自殺対策推進協議会	半田市いのち支える自殺対策推進協議会の定期的開催	平成 31～35 年度 延べ 5 回以上実施
	ゲートキーパー養成講座	民生委員・児童委員向けゲートキーパー養成講座の実施回数	平成 33 年度までに 各地区民生委員・児童委員協議会 において 1 回実施
		市職員向け・市民向けゲートキーパー養成講座の実施回数	平成 31～35 年度 毎年 3 回以上
		にじいろサポーター養成	平成 31～35 年度 毎年養成人数 30 人
	悩みごと各種相談窓口一覧表の作成及び配布	悩みごと各種相談窓口一覧表の作成及び配布	平成 31～35 年度 相談一覧表の更新及び毎年 1,500 部配布
(2) 自殺対策を支える人材の育成に関する指標	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査受診率(3 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児)	平成 31～35 年度 毎年 99.5%以上
(3) 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進に関する指標	小・中学生向け普及啓発	子ども相談ダイヤル(仮称)設置の検討	平成 35 年度 子ども相談ダイヤル(仮称)設置
(4) 子ども達の生きる力を育てる支援に関する指標	地域でのストレスチェック	地域でのストレスチェック実施回数	平成 31～35 年度 毎年 20 回以上
(5) 生きることの促進要因への支援に関する指標			
2 重点施策			
(1) 高齢期に関する自殺対策の推進に関する指標	介護予防・日常生活支援総合事業	げんきスポット数(地域介護予防活動支援補助団体数)	平成 32 年度 げんきスポット数 250 団体
	認知症サポーター養成	認知症サポーター養成延人数(認知症キッズサポーター含)	平成 32 年度 養成延人数 8,000 人
(2) 生活困窮に関する自殺対策の推進に関する指標	生活困窮者自立支援調整会議	生活困窮者自立支援調整会議への参加機関数	平成 35 年度 参加機関数 14 機関

※ 目標年度については、新元号による応当年度の表示に読み替えるものとします。